汝	会	長	局	長	係	長	俘	
決 済								

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第33回垂水市農業 委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年2月25日(木) 午前9時30分~午前10時03分

場 所 全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千 秋
2	中間信二	7	村山繁稔
3	大迫 和昭	8	永 吉 浩 幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之(欠席)
5	瀬 角 初 美	10	葛 迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀和

農地係長 美坂康人

主 査 神川綾

主 事 浦 元 駿

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について

議事

議長	会長あいさつ。
係長	諸般報告。
議長	ただいまから、第33回総会を開催いたします。 出席委員は10名中9名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。 議事録署名委員は、4番 下瀬委員、5番 瀬角委員にお願いい たします。 それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について上程いたし ます。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は2ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地 図1ページから御覧下さい。今月の許可申請は2件でございます。 1番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇 ○さんで本人からの希望によります経営規模拡大のための所有権 移転となります。 2番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇 ○さんで義理の母から婿への贈与によります所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1番委員	1番の譲渡人、○○○○さん、譲受人、○○○○さんは本人同士 の希望によります経営規模拡大のための問題ありません。
8番委員	2番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで義理 の母から婿への受贈ということで何ら問題ありません。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これ について何かご異議はありませんか。
議場	なし。

議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよ ろしいですか。
議場	はい。
議長	議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第2号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第2号農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。4ページをお開きください。 今月は、52筆の利用権設定がありました。 新規設定は、田が23筆で19,613㎡、畑が26筆で29,011㎡です。再設定は、田が3筆で2,749㎡、畑はなしです。 1番から3番は、新規契約で10年間の使用貸借です。 4番は、新規契約で5年間の使用貸借です。 5番、6番は、新規契約で10年間の賃貸借です。 8番は、新規契約で5年間の使用貸借です。 9番から11番は、再契約で5年の賃貸借です。 12番、13番は、新規契約で5年間の使用貸借です。 12番、13番は、新規契約で5年間の使用貸借です。 21番から20番は、新規契約で5年間の使用貸借です。 21番から20番は、新規契約で5年間の使用貸借です。 21番から25番は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回でてきております。 21番から25番は公社と所有者との新規契約で、19年10月の使用貸借です。 26番から30番は公社と所有者との新規契約で、10年の賃貸借です。 35番と36番は公社と所有者との新規契約で、10年の賃貸借です。 35番と36番は公社と耕作者との新規契約で、19年10月の使用貸借です。 42番から46番は公社と耕作者との新規契約で、10年の賃貸借です。 42番から46番は公社と耕作者との新規契約で、10年の賃貸借です。 42番から50番は公社と耕作者との新規契約で、10年の賃貸借です。

	用貸借です。 51番と52番は公社と耕作者との新規契約で、10年の賃貸借です。
	以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の
	要件を満たしております。以上です。
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
	1 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借の
4番委員	
	新規契約ということで問題ありません。
	2番、3番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん 10 年間の使用
6番委員	貸借の新規契約ということで問題ありません。
	4番貸人○○○○さん、借人○○○○さん5年間の使用貸借の新
	規契約ということで問題ありません。
	5番、6番貸人○○○○さん、借人○○○○さん 10 年間の賃貸
	借の新規契約ということで問題ありません。
	7番貸人○○○○さん、借人○○○○さん、3年間の使用貸借の
	新規契約ということで問題ありません。
	8番貸人○○○○さん、借人○○○○さん、5年間の使用貸借の
0 巫禾阜	新規契約ということで問題ありません。
8番委員	9番貸人○○○○さん、借人○○○○さん、5年間の賃貸借の再
	設定ということで問題ありません。
	10番、11番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5年間の賃
	貸借の再設定ということで問題ありません。
	12番、13番貸人〇〇〇○さん、借人〇〇〇〇さん、10年間の賃
	貸借の新規契約ということで問題ありません。
	14 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5年間の使用貸借
	の新規契約ということで問題ありません。
	15 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5年間の使用貸借
	の新規契約ということで問題ありません。
	16 番、17 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5 年間の使
10 番委員	用貸借の新規契約ということで問題ありません。
	18 番、19 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5 年間の使
	TO 雷、T9 雷負人しししてん、個人しししてん、3 中間の使用貸借の新規契約ということで問題ありません。
	20 番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん、5年間の使用貸借
	の新規契約ということで問題ありません。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これ
	について何かご異議はありませんか。
議場	なし。
I	

議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご異 議はありませんか。
議場	なし。
議長	異議がございませんので、議案第2号は全て原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	はい。
議長	議案第2号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第33回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会 長 葛 迫 巧 署名委員 下 瀬 秀
	署名委員 瀬 角 初 美